

飼養衛生管理基準の遵守をお願いします！

お問合せ先

壱岐家畜保健衛生所

0920-45-3031

飼養衛生管理基準の遵守は、家畜の所有者の義務として家畜伝染病予防法第12条の3第3項に規定されています。口蹄疫や鳥インフルエンザをはじめとする家畜の伝染性疾病の発生を予防し、まん延を防止するため、特に以下の7項目について重点的に遵守の徹底をお願いします。

● 衛生管理区域に入るとき

1. 立入台帳への記入

- 立入台帳に畜産関係職員等の外部立入者の名前や消毒の記録を記入してください。

2. 車両の消毒

- 動噴や消石灰帯などで適切に消毒を実施してください。
- フロアマットやハンドルなども、交差汚染防止のため常備するハンディスプレーで消毒を心がけてください。



3. 手指消毒

- 農場出入口にアルコールスプレー等を設置し、消毒を実施してください。

4. 農場専用の長靴の着用（または長靴の消毒）

- 農場備え付けの専用長靴を着用してください。
- 備え付けがない場合の暫定的対応として、自前の長靴を十分に消毒して入場してください。

5. 専用の衣服の着用（または衣服の消毒）

- 農場ごとの専用衣服を着用してください。
- 専用衣服を準備できない場合の暫定的対応として、適宜消毒液による消毒を行い、汚れがひどい場合は交換してください。

● 畜舎に入るとき

6. 手指消毒

- 農場設置の消毒設備で消毒を実施するか、畜舎専用の手袋を使用してください。

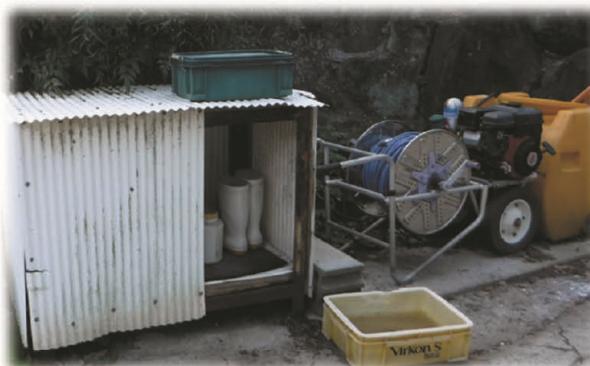


7. 長靴の消毒

- 農場設置の消毒設備で、消毒を実施してください。



↑ 車両のタイヤ消毒用の消石灰帯



外来者用の長靴、消毒槽、動力噴霧器の設置 →

農林水産省のホームページで取組事例が紹介されていますのでご活用ください。

(4. 家畜の飼養衛生管理に係る取組事例)

農水省HP

